

競技会開催規則

平成 7年 4月27日 制定

平成16年 3月18日 改正

第1章 総則

(総則)

第1条 この規則は日本水上スキー連盟(以下「日水連」という)の規約第4条に基づき、水上スキー競技会(以下「競技会」という。)の開催に関して規定する。

(開催資格)

第2条 競技会を開催できる団体は、日水連の他に次の各号に定める団体とする。

- (1) 連盟に加盟する都道府県水上スキー連盟並びに全日本学生モーターボート水上スキー連盟(以下「加盟連盟」という)
- (2) 前項加盟連盟に加盟するクラブ(以下「加盟クラブ」という)
- (3) 財団法人マリンスポーツ財団
- (4) 臨時団体(本連盟に申請し、一時的に承認された団体)

(競技会)

第3条 競技会とは、以下のものをいう。

- (1) 公認競技会
- (2) 一般競技会

第2章 開催から終了までの手順

(開催計画)

第4条 競技会を開催しようとする団体は、開催の2ヶ月前までに競技会開催計画届け(様式 競技会1)を提出しなければならない。

(開催届け)

第5条 競技会を開催しようとする団体は、開催の1ヶ月前までに競技会開催届け(様式 - 競技会2)を日水連に提出しなければならない。

2. 前項により開催届けをした競技会を中止または内容を変更したときは、速やかに日水連に届け出なければならない。

(終了報告書の提出)

第6条 競技会を開催した団体は、競技会終了後1ヶ月以内に、競技会終了報告書(様式 - 競技会3)を日水連に提出しなければならない。

(規定違反の罰則等)

第10条 加盟連盟及びクラブが、日水連への届けをすることなく競技会を行った場合、日水連は理事会の審議を経て、当該団体に対し、以下の罰則を与えることができる。

- (1) 罰則金の徴収
- (2) その他の処分

2 罰則金の額と、その他の処分については、理事会の審議を経てその都度定める。